令和８年旭市議会第２回定例会会議録

議　事　日　程　（第２号）

令和８年６月１１日（木曜日）午前１０時開議

第　１　議案質疑

第　２　常任委員会議案付託

第　３　常任委員会請願付託

本日の会議に付した事件

日程第　１　議案質疑

追加日程　議案第14号～議案第34号直接審議（先議）

日程第　２　常任委員会議案付託

日程第　３　常任委員会請願付託

出席議員（１８名）

１番	金　澤　雅　哉	２番	髙　橋　美千子
３番	戸　村　ひとみ	４番	常世田　正　樹
５番	伊　藤　春　美	６番	伊　場　哲　也
７番	平　山　清　海	８番	﨑　山　華　英
９番	永　井　孝　佳	１０番	井　田　　孝
１１番	島　田　　恒	１３番	遠　藤　保　明
１４番	宮　内　　保	１５番	飯　嶋　正　利
１６番	宮　澤　芳　雄	１７番	伊　藤　房　代
１８番	木　内　欽　市	１９番	松　木　源太郎

欠席議員（１名）

１２番　片　桐　文　夫

説明のため出席した者

市長	米本弥一郎	副市長	柴栄男
教育長	向後依明	秘書広報課長	寺嶋和志
行政改革推進課長	大八木利武	総務課長	向後稔
企画政策課長	榎澤茂	財政課長	池田勝紀
税務課長	多田仁	市民生活課長	齋藤邦博
環境課長	﨑山博之	保険年金課長	大網久子
健康づくり課長	黒柳雅弘	社会福祉課長	椎名実
子育て支援課長	八馬祥子	こども家庭課長	石橋康司
高齢者福祉課長	杉山かおる	商工観光課長	加瀬弓子
農水産課長	金杉高春	建設課長	林一美
都市整備課長	飯島和則	会計管理者	宮内和美
消防長	常世田昌也	上下水道課長	向後哲浩
教育総務課長	飯島正寛	生涯学習課長	佐野唯生
スポーツ振興課長	林甲明	監査委員事務局長	森田貴久
農業委員会事務局長	金谷健二		

事務局職員出席者

事務局長	穴澤昭和	事務局次長	飯笹浩一

開議　午前１０時　０分

○議長（宮内　保）　おはようございます。

ただいまの出席議員は18名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第１　議案質疑

○議長（宮内　保）　日程第１、議案質疑、議案第１号から議案第37号までの37議案を一括議題といたします。

それでは、質疑に入ります。

通告順により、松木源太郎議員、質問席に移動を願います。

それでは、議案第１号について、準備が整い次第始めてください。

松木源太郎議員。

○１９番（松木源太郎）　議案第１号、令和８年度旭市一般会計補正予算について、４点について質疑申し上げます。

まず１点目は、ページ11の歳出。歳入も関わりますけれども、主に歳出の中から歳入などは関連させていきます。

民生費、３児童福祉費、１保育所統合整備事業7,051万5,000円についてであります。当初予算の8,070万2,000円と同じ保育所なんでしょうか。この点を確かめてから、ご答弁があった上で次の質疑をさせていただきます。

２番目が11ページの歳出、民生費、生活保護費、生活保護総務事務費、扶助費についてであります。2025年６月に最高裁の判決が出た。いわゆる、「いのちのとりで裁判」で、2013年（平成25年）から2018年（平成30年）まで実施された、第２次安倍政権の生活保護費給付水準原則１割カットの公約で最大10％カット、平均6.5％の史上最大の生活保護基準費の引下げがなされました。これが違法とされ、裁判の原告と全ての生活保護利用世帯の減額分を支給するものとなりました。

必要な予算は令和７年度の補正予算に入れられ、1,475億円が計上されたもののうち、旭

市分として今回4,697万6,000円が計上されました。国庫支出金3,523万2,000円と一般財源1,174万4,000円がこの内容であります。これについて、旭市においては該当者はどのぐらいいらっしゃるのか。また、この1,174万4,000円は、普通の生活保護費の場合の自治体の持分でありますけれども、それを今回の最高裁の判決に基づくところの支給金の中に同じように比率でもって法的に入れなければならないものなのか、この点について市はどう考えているか、お聞かせいただきたいと思います。

３点目が、12ページの歳出、農林水産業費、さわやか畜産総合展開事業についてであります。補正分の事業の内容について伺うものであります。

４点目は、12ページの歳出、農林水産業費の１、漁業振興基金積立金１億2,000万円であります。この財源は諸収入となっていますが、どのような内容の収入なのでしょうか。現在の漁業振興基金は幾らあり、その使用する目的はどのような内容でしょうか。

この大きな４点についてお聞きいたします。

○議長（宮内　保）　松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子）　それでは、私からは１点目の保育所統合整備事業について回答いたします。

今回の工事請負費として計上した保育所は、工事２件、補正で計上しておりまして、まず１件目が旧まんざい保育所の園舎の解体・撤去工事でございます。そしてもう１件目は、旧ゆたか保育所の園庭部分で見つかった地下の……

（発言する人あり）

○子育て支援課長（八馬祥子）　旧ゆたか保育所です。

旧ゆたか保育所の園庭部分で見つかった地下埋設管を撤去するための工事費用を、今回計上しております。

一方、当初予算では、旧とみうら保育所の解体工事について予算計上しておりましたので、違う保育所となります。

以上です。

○議長（宮内　保）　社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名　実）　（２）の生活保護費についてご回答いたします。

まず該当者はというお話です。4,697万6,000円、これの内訳としましては、まず今保護受給中の世帯、これが477世帯、現時点で廃止となった世帯については257世帯、これに国が示

した級地に応じた１世帯当たりの平均的な単価６万4,000円、これを乗じまして4,697万6,000円となりました。

次に、市の負担分の1,174万4,000円。これは支出しなければならないのかということでよろしいでしょうか。

（発言する人あり）

○社会福祉課長（椎名　実）　生活保護費につきましては４分の３が国庫、４分の１を市が負担することとなっております。生活保護の給付決定については、これは法定受託事務となっておりますので、国が全国一律、市町村が行いますが、国の権限において行うものでありますので、これは旭市に限らず全て同じような対応をするということになっております。

以上です。

○議長（宮内　保）　農水産課長。

○農水産課長（金杉高春）　農水産課からは、12ページのさわやか畜産総合展開事業、302万1,000円の内容ということでお答えいたします。

本事業は、畜産農家等の認定農業者が家畜排せつ物の有効利用を促進するため、堆肥化施設や浄化処理施設の機能向上及び堆肥利用促進のための機械整備に対し支援を行うものです。今回の補正内容は、事業主体に対し、当初予算で予定されていた堆肥置場２棟の整備に加えまして、堆肥散布車１台の導入への補助を追加するものでございます。

続いて、同じ12ページの漁業振興基金積立金について、内容と目的、それから基金は現在幾らというご質疑でした。

本基金は、今回は１億2,000万円です。漁業の振興に資する事業の財源として充当することになります。具体的には、海匝漁業協同組合から提案される事業について、有識者を含めた漁業振興基金活用委員会の意見を伺い、使途が決定されるものでございます。

それから、基金の現在高というご質疑です。漁業振興基金の現在高は、今回の１億2,000万円を加えますと２億4,000万円の基金となるものです。ただし、既に令和７年度も漁船を陸揚げするための設備等の工事の修繕を行っておりますので、残高といたしましては２億2,032万円となります。

以上です。

○議長（宮内　保）　松木源太郎議員。

○１９番（松木源太郎）　それでは、最初のほうから再度質疑させていただきます。

まんざい保育所の問題についてちょっと聞いておきたいんですけれども、当初の120ペー

ジの保育所費の中の８、保育所統合整備事業8,070万2,000円というのがありますね。この中の工事請負費の解体・撤去工事の7,862万8,000円というのは、ゆたかの問題は分かりましたけれども、まんざいについてはここでもって解体しているんですか、それともここは修理したんですか。これはまんざいは全く関係ないんですか。そのことが一つであります。

そして、今回どうして、片方のほうのゆたかのほうは分かりましたけれども、もう片方のほうについてはちょっと理解ができないんですけれども、まんざい保育所が年度途中に屋根が落っこちたりして、そして使えなくなったので急遽閉鎖するというところを決めた内容について、ちょっと私は不審に思っているんですよ。

というのは、干潟地域は保育所がそんなにいっぱいあるわけでないから、結局まんざいがなくなったら中和にある民間に行くか、それとも一番西の保育所に行くかということになるんですけれども、そういう面についてはどういう調査をして、その壊れたときに、事故があったときに、使わないほうがいいわけですけども、すぐ撤去してしまう、あれはもう１年ぐらい使うことになったと思うんですけども、そこのところはどういう判断でもってこういうことになったのか、その過程についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（宮内　保）　松木議員、（３）（４）。

○１９番（松木源太郎）　はい、やります。では次にですね……

○議長（宮内　保）　松木議員、（２）も。

○１９番（松木源太郎）　（２）も、はい。生活保護費の問題ですけれども、該当者が477世帯、これは今、生活保護を受けている方。それから、今回の対象になるのは、この間に約６年の間でもって生活保護を受けていたけれども、それから生活保護を離れた方、この部分が200世帯ぐらいいらっしゃるわけです。その方たちについて大体６万4,000円ですか、６万7,000円という話もありますけれども、1,470億円からのお金を出さなければならない。

それで結局、その比率は、自治体も結局、通常の生活保護費を出すという割合でもって負担せいというのが国の考え方なんですか。今回国が間違っていたから、最高裁の判決でもって、その間違った分は国が全部持つという方向ではないんですか。そこのところをまず聞いておきたいと思うんですね。それだったら大変、地方自治体に負担を強いることになると思うんですね。つまり国が裁判でもって負けたと。

○議長（宮内　保）　松木議員、簡潔に。

○１９番（松木源太郎）　はい。そういうようなことについて、充分な理解がないと思ってますけれども。

○議長（宮内　保）　松木議員、簡潔にお願いします。

○１９番（松木源太郎）　意見言っているんじゃないんです、事実を聞いているんです。私は意見を言っているわけではないですよ。

そういうことでもって1,475億円、もっとそれ以上のものが出されると思うんですけれども、そこのところは自治体として全体でもって意見を上げているということはないんですか。

それから、今、実際に原告になられた方々はそれにプラスアルファでまた出ると言われて、出さなければということになっているんですね。それはお聞きになると思うんですよ。旭市では原告者はいないでしょうけれども、それでもって決まったことが、また次のところで出てくると思うんですけれども、それについては国は何と言っているんでしょうか。その点についてお聞かせいただきたいと思います。

３番目のさわやか畜産の問題ですけれども、そうすると一つ新しい事業を今回入れるということなんですか。そのことについて、大体それが今出てきた金額ぐらいかかると。それは具体的にどういう内容なんでしょうか。補正前の通常の予算については大体今分かっているわけですけれども、前にも聞いておりますから。その点についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、農水産業費のこの振興基金ですけれども、これはどういう状態だとこの基金が使える。その条件というのはどうなっているんですか。海匝漁業協同組合がやるのではなくて、市がやる場合もあるわけでしょう。その使い方の条件というのは、基金の使い方でもってどういうふうにされているか、簡単です、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（宮内　保）　松木源太郎議員の再質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子）　それでは、保育所の関係について回答いたします。

まず、当初予算に計上してあるのは、旭地域にありました旧とみうら保育所についての解体・撤去工事でありまして、今回は干潟地域の旧まんざい保育所ということなので、違う保育所ということです。

まんざい保育所の閉所となった経緯なんですけれども、まず市内の保育所は今、再編・整備・統合を進めているところでございます。それから、まんざい保育所は昭和55年に建築されたもので、建物の老朽化が進んでおりましたところ、今回の屋根の崩落ということがございました。

先ほど議員、干潟地域には保育所が少ないということをおっしゃっておりましたけれども、

昨年の11月１日の今数字しかないんですけれども、そのときの数字で申し上げますと、まんざい保育所は園児25人、古城保育所は35人、あと民間の保育所は34人ということで、この児童数であれば、干潟地域保育所２か所でも十分受け入れられる、また干潟地域は公立の保育所が２か所ございましたので、それを１か所にするという判断で、閉所という判断に至りました。

以上です。

○議長（宮内　保）　社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名　実）　まず、国が訴訟において敗訴したので、市もその分を持つのかというような話です。

これは、その廃止したケースについても４分の１、市は負担となります。それで、廃止の世帯については申出による。申出があったものについて支給となります。これは少し考え方としては、廃止の保護者に対する追加給付は行政措置としての給付、贈与契約というような考えの下に、申出受付期間に申出を行ったものにのみ交付するという話になっています。ですから、国が全部支払うという話にはなっておりません。

あと、そういったことに対して市のほうでいろいろ意見が出ているかということなんですが、これは今現在、そういったお話は特には聞いておりません。あとは、原告につきましては、これは国が予算措置をして、直接国が原告に対して支払うというお話になっております。ですから、一般の保護者世帯とは別という、ほかの保護者世帯については各自治体が行うということになっています。

その幾ら出るかということについては、ちょっと私どものほうで今の時点では把握はしておりません。

○議長（宮内　保）　農水産課長。

○農水産課長（金杉高春）　まず、（３）のさわやか畜産総合展開事業についてです。

新しい事業なのか、それから金額等具体的にということでした。改めまして、この事業は、事業者が当初予算で予定されていた堆肥置場２棟を予算で組んでいたものなんですけれども、今回新たに堆肥散布車です。この１台、金額にすると1,007万4,000円の堆肥散布車を導入するという補助になります。

当初予算ではなくということで、県のほうで、他の市で予定していた事業が見送りになったこともあって、予算に枠ができたので追加の募集があったものです。それに対して事業者からも要望があったもので、今回追加するものです。

あと補助率ですけれども、県が５分の１以内、市はそれに合わせて県の２分の１ということで、合わせて10分の３以内の補助となるもので、金額が302万1,000円となるものでございます。

続いて、（４）の漁業振興基金の関係です。どういう内容、それから、使うに当たっての条件、使い方というご質疑でした。

こちらについては、まず活用方法なんですけれども、漁業者で構成する海匝漁業協同組合にて、この基金を活用して実施する漁業振興事業の計画を策定していただいているところです。この計画を策定後に漁業振興基金活用委員会というのを設けまして、この中で実施する事業を決定する流れとなります。

実際今伺っているのは漁協で、漁港の中の漁協が管理している施設の中で、やはり塩害を非常に受ける施設です。漁業の安全操業のための施設の修繕等を今検討しているところでございます。

使い方は、基本的に漁協から申請があったものを出して、漁協に使っていただくというもので、市で実施するものではございません。

○議長（宮内　保）　議案第１号の質疑を終わります。

続いて、議案第２号について質疑を始めてください。

松木源太郎議員。

○１９番（松木源太郎）　議案第２号、令和８年度旭市水道事業会計補正予算についてお聞きいたします。

今回の補正では、9,673万3,000円の県からの補助を受けて、市長の提案理由のお話では、上水道を利用している方々や事業所等を対象に、７月から９月の水道料金について基本料金２か月分の4,620円を減免いたしますとのことでありました。

旭市は水道料金がすごい高い自治体でありまして、一般家庭の基本料金が２か月で4,620円なんですね。ですから、9,673万3,000円が――事業所もありますから基本料金が高いところもあると思うんですけれども――約２万937世帯分のものであります。７月から８月、８月から９月と二つに分かれているようでありますけれども、これは全体の戸数についてはどうなんでしょうか。

それからもう一つ、水道に入っている場合には、水道の条例を見ますと、基本料金は、使っていなくても頂くということになっておりますね。その方たちは、ちょうど２か月分の基本料金が4,620円なんですけれども、使ってない方たちは基本料金だけは払っているわけな

んですけれども、その分についても4,620円お払いするんですか。そのことをちょっと聞きたいと思って今回質疑をしたわけでありますけれども、よろしくお願いいたします。

○議長（宮内　保）　松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩）　それでは、まず１点目でございます。基本料金の減免、７月から９月まで４か月ということで、これについてのお話でございました。

こちらにつきましては、今、請求月につきましてまず７・８月分の請求というのは９月に行います。今この請求につきまして、旭地域、総武本線を境に北側にお住まいの方につきましては、令和８年９月請求分の基本料金７・８月分をまず減免いたします。続きまして、総武本線から南側、主に海上・干潟地域にお住まいの方が、10月請求時に８・９月分を免除する形で、基本料金4,620円を減免いたします。これが７月から９月までという期間の話でございます。

それで、漏れなく4,620円を減免するのかというお話ですけれども、基本料金の減免でございますので、4,620円につきましては、基本料金がかかっている方は全て減免いたします。

以上でございます。

（「使っていない、基本料金だけ払っている人いますね。その人たちも」の声あり）

○上下水道課長（向後哲浩）　はい、その人たちも4,620円を減免いたします。失礼しました。

○議長（宮内　保）　議案第２号の質疑を終わります。

続いて、議案第３号について質疑を始めてください。

松木源太郎議員。

○１９番（松木源太郎）　それでは、議案第３号の質疑に入ります。

今回は、何でこんなことを質疑するんだと言われると私も恥ずかしいんですけれども、行政手続条例の改正でもって、なるほどなと思ったんですが、行政手続条例の中でもって、いわゆる呼出しとかいろんな掲示をするのは、今までは掲示板に貼って公示をやればよかったというのですけれども。今回は何か電子計算機と同時に、それからもう一つ別の方法もあるというので、二つ新しい掲示の仕方が出てきたということですけれども、これはどういうことなのか、簡単でいいですからご説明いただきたいと思います。

○議長（宮内　保）　松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後　稔）　今回の改正ですが、これまでは市役所の掲示場に書面で掲示していたものについて、今回はデジタル技術を活用するということがありまして、一つは、新旧対照表で第15条の第４項のほうでは「規則で定める方法」とありますが、こちらは規則のほうで別に定めますが、これはインターネットによるホームページによる公開を想定しております。

もう一つは、「電子計算機の映像面に表示したもの」、これは市役所のほうでパソコン上の画面で表示する、あるいはデジタルサイネージなどによって表示するというものを想定しております。

以上です。

○議長（宮内　保）　松木源太郎議員。

○１９番（松木源太郎）　そうすると、手続法のいろんな表示が出ている場合がありますね。あそこに限られたのは、これからはあれですか、ホームページか何かのあれなんですか、デジタル表示なんですか。そういうものでもって出して、２週間たてばその本人に通知したよということにだんだんなってくると、こういうようなことを想定して、あらゆるそういう、例えば税の問題についての通知もよく掲示板に載っていますよね、あそこの入り口のところ。そういうものがデジタル版でもって全部やっていく形に変わりつつあると、そういうことを示しているわけなんですか。その点ちょっと確認したかったんでお聞きいたしました。

○議長（宮内　保）　松木源太郎議員の再質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後　稔）　今回の条例改正は国のデジタル規制改革一括法、これによって、それを踏まえて行政手続法が改正になって、それによって行政手続条例も改正するというものでございます。

デジタル規制改革一括法については、これだけに限らず、ほかのいろんな書面の掲示、書面によって掲示している方法を見直すということがありますので、これまで特定の場所において書面で掲示されていたものについて、インターネットによる閲覧等を可能にして、いつでもどこでも必要な情報を確認できるようにすることで、利便性を向上させるというものでございます。

以上です。

○議長（宮内　保）　松木源太郎議員。

○１９番（松木源太郎）　そうすると、なぜこれを聞いたかというと、こういうことが先駆け

になって、今総務課長が答弁いただいたような、あらゆるものがそういう形でもってやっていくという先駆けになるという、こういうことなんですか。ちょっとそういうことなのかということをお聞きしているわけです。そういう状況に今、国のほうから指針が出ているとか、そういうことがあれば教えておいていただきたいと思うんですけれども。

○議長（宮内　保）　再々質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後　稔）　先ほど申し上げましたように、国のデジタル規制改革一括法、いろんな方面について改正しております。これが先駆けというわけではなくて、ほかにももう既にやっている部分もあります。ほかについても、これからやっていく部分もあろうかと思います。

以上です。

○議長（宮内　保）　終わりです。

松木源太郎議員。

○１９番（松木源太郎）　そうすると、旭市においても、そういうような方向でこれから取り組んでいくという……

○議長（宮内　保）　松木議員、終わりましたから、議案第３号は。今度、議案第10号です。

続いて、議案第10号について質疑を始めてください。

松木源太郎議員。

○１９番（松木源太郎）　第10号、旭市公営企業の設置等に関する条例の一部改正についてであります。

令和２年、公営企業の設置に関する条例が設置された理由は、どういうことなのでしょうか。このような規定を設定する法律的な根拠がどこにあるのでしょうか。

今回の変更は、第３条、経営の基本の３項、「公共下水道事業の処理区域等については次の各号に掲げる」となっております。（１）計画処理区域面積「1,010ヘクタール」から「230ヘクタール」。（２）計画処理人口「22,200人」から「4,900人」、（３）計画１日最大処理量「16,500立方メートル」から、「3,650立方メートル」というふうに直すわけです。

まず、令和２年にこの条例をまとめたということは、どういうことかということを聞きたいと思います。その中で、１の計画面積の問題でありますけれども、計画面積というのは、下水道受益者負担金として１平方メートル当たり旭市では800円を領収しております。全てのこの計画区域、地図にあるその中の所有者、畑などを除きますけれども、家が建っている

ところとか、それから新しく家が建つであろうとか、そういう地目によって変わりますけれども、１平方メートル当たり800円を徴収しているわけです。

これと、この計画区域面積とはどういう関係があるのか、これを足すと230ヘクタールになるのか、それとも違う関係になるのかということをお聞きしたいと思います。現在の受益者負担金からの契約面積はどのぐらいなのかということです。

３の、１日の処理量は現在どの程度かということをお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（宮内　保）　松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩）　それでは、まず一つ目、経緯・理由についてご説明いたします。

条例制定の経緯につきましては、下水道事業の公営企業会計への移行に伴いまして、地方公営企業法第４条、こちらは設置及び基本に関する事項は条例で定めなければならないということに基づきまして、令和元年12月に旭市下水道事業の設置等に関する条例を制定しまして、こちらで当初、計画処理区域面積1,010ヘクタール、計画処理人口２万2,000人、１日最大処理量１万6,500立方メートルと定め、令和２年４月より適用いたしました。

その後、令和３年４月１日から、水道事業と下水道事業を業務統合いたしまして上下水道課としたことから、旭市水道事業の設置等に関する条例及び旭市下水道事業の設置等に関する条例を廃止しまして、新たに今回、旭市公営企業の設置等に関する条例を制定いたしました。

今回の条例改正の理由につきましてですけれども、条例改正の理由につきましては、平成５年３月、こちらで市街地の水質保全を図り、快適な居住環境をつくることを目的にしまして旭市公共下水道全体計画を定めまして、翌年、平成６年から事業着手いたしました。

平成12年３月より順次、公共下水道の供用を開始してまいりましたが、その後、上位計画であります旭市汚水適正処理構想と旭市公共下水道全体計画の整合を図るため、令和６年10月に旭市公共下水道全体計画を改訂しまして、計画面積を旭駅周辺と干潟駅周辺の1,010ヘクタールから旭駅周辺230ヘクタールとしまして、計画人口及び計画処理量についても、計画面積の減少に伴いまして変更をしたところでございます。

あと、負担金の800円についてでございますが、こちらは今回の230ヘクタールの変更に伴いまして、その一部地域で受益負担者が発生することとなります。そちらの概要面積28ヘクタールのうち……少々お待ちください。

○議長（宮内　保）　暫時休憩します。

休憩　午前１０時３９分

再開　午前１０時４１分

○議長（宮内　保）　再開します。

上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩）　申し訳ございません。概算でございますが、今整備が終わっている区域が202ヘクタールございます。そちら、202ヘクタールございまして、そちらに新たに28ヘクタールを追加したものが230ヘクタールでございまして、その28ヘクタールの一部にかかる地域に800円の負担金がかかる地域がございます。その面積については今、詳細をちょっと承知してございません。申し訳ございません。

１日の平均処理水量でございますが、こちらは６年度の数字でございますが、2,097立方メートルでございます。申し訳ございませんでした。

○議長（宮内　保）　松木源太郎議員。

○１９番（松木源太郎）　突然聞いてしまって申し訳なかったと思うんですけれども、なぜそういうことを聞いたかというと、結局、私が前に議員をやっていた平成５年頃に始まったんですけれども、その頃、今、下水が引かれている地域の230ヘクタールの中の家が建つところは全部みんな800円払ったわけです。５年の月賦払いもありますし、いろいろありますけれどもね。そこは結局、浄化槽ではなくて下水に入れるところなんです。

ですから、そういう可能性のあるところがどのぐらいあるのかということをここで確認して、230ヘクタールでいいのかということを知りたいために私は聞きました。

それで、その後、市は努力されて、ご存じだと思うんですけれども、こういう条例をつくったんですよね。平成17年の「旭市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例」ということで、周辺の、例えば「旭市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例」、つまり下水道の地域でないけれども、すぐ下水道が道路１本でつながるところは下水道に入っていただきましょうということが広がったんですね。

そういう努力もしているんで大変努力されていると思いますけれども、長期的には、これ以上伸ばすと非常にお金がかかるからということで中止されるのは分かるんですけれども、

そういう努力をされているということを評価したくて、この質疑をしたわけです。

私も、江ケ崎から網戸に家を建てたときに、道路の反対まで下水区域だけれども、その道路のこっち側が去年から下水を使えるようになりましたということもあった。そういうようなことで大変便利になっていますんで、そういうことを評価したいということでもって質疑させていただきました。分かりました。ありがとうございます。

○議長（宮内　保）　議案第10号の質疑を終わります。

続いて、議案第12号について質疑を始めてください。

○１９番（松木源太郎）　事後審査方式制限付一般競争入札というのはどのようなものなんでしょうか。その効果は、こういう入札をした効果というのは、どこにあるのかということをお示しいただきたいと思います。

そして、この入札の方法ですけれども、ご存じのように千葉県全体でやっている公共入札、そこに出したと思うんですけれども、なぜ１者しか応募がなかったのか。これはそんなことを聞いても申し訳ないと思うんですけれども、何者かあるまで待たなければいけないこともないし、また一定の期間が終わったらば、１者だったらそこで入札をやって、それでもって入札金額が予定額より少なければ落としていいんですけれども、実際に何者か私は出ると思ったけれども、１者だけというのはどうしてなんでしょうか。簡単でいいですから、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（宮内　保）　松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀）　それでは、三つほどありました。まず最初は事後審査方式の関係についてお答えいたします。

事後審査方式のあれなんですけれども、通常の一般競争入札、これにつきましては、入札の際に全ての入札参加希望者の審査を行ってから応札を行うんです。そのため参加者、応札する方の事務負担というのは、かなりその分多い部分があります。そのために入札手続の簡素化、省力化の観点というところから事後審査方式というのを採用しているという状況にあります。

事後審査方式では、入札参加希望者は全員が手を挙げたときに入札できるということとして、入札・開札を行って最低価格入札者を落札候補者として、その候補者に対して事後に入札参加資格の審査を行って、資格を確認できたときはその者をもって落札者と決定すると。だから、最初から全部の企業がその作業をしなくて、取りあえず候補者になった人から順番

に。だから、企業としてはそのほうが応札しやすいというところなので、ほぼ一般的な地方自治体であれば、この方式に今移っているのかなというところになります。

事後審査方式「制限付き」というのもついていると思うんですけれども、それを加えますと制限付きというのは、一般競争入札では基本的に広く何でもありで公募するんですけれども、入札の内容によっては、例えば地域要件として本店が近くにあるとか、あとは公共事業に対する実績があるとか、そういったところで入札参加資格の申請時につけられた後、格付とか企業にありますので、そういうふうなところで参加要件を制限してやったりするという方式がございます。政令指定都市を除く地方自治体は、大体この事後審査方式の制限付きというところでやっているのがほとんどかなというところであります。

それから、効果というところですね。入札制度の全体的な効果というところなんですけれども、基本的には、入札を行うことによって公平公正な調達が可能になること、それから広く公募することによって競争原理が働くというところが効果として挙げられるというところになります。

昨年とか、この議案が出て１者という入札があったときに必ず、去年も６月で、戸村議員も質疑あったと思うんですけれども、なぜ１者だけになったというところのご質疑だと思います。

一般的に一般競争入札というのは広く公告をして入札希望者を募集するので、その公募としては広く、うちのほうでは誰でも、登録業者ですけれども、うちのほうに指名参加の願いがあって登録している業者。今回この小学校の統合備品の場合ですと、登録上は184者程度あります。その中で今回要件としては過去の実績というところで縛ってあるところですけれども、基本的には広く公募しているというところです。

その公募した中でたまたま応札した人が１者しかなかったと、ただそれだけの理由ということになります。

競争が働いているのかどうかという不安だと思うんですけれども、この参加したのは１者ということなんですけれども、その入札が終了するまでは競争相手、自分のほかに誰がいるとかいないとかいうのは分からないです。分からない状態なので、その瞬間には何人かの競争者がいるとして自分のところの経営状況を判断しながら、どこまで落とせるかというところで札を入れてくると思いますので、だから、誰も１人しかいないという中でやっているわけではなくて、その瞬間にはほかの候補者がいると想定して入札をかけているので、その段階では競争が働いていると、そういう考え方というところになります。

透明性については、インターネットで公募していますし、先ほど言った電子調達システムなどで、今はみんなパソコンとかで、昔は指名参加入札だと、ここに集まってもらって札を入れたりとか、そういうのは今ちょっといろいろ談合とか、いろんな問題があって、基本的には事務所にいながらインターネットでその場で入札ができるということで、ある意味便利なあれになっているというところ。

以上です。

○議長（宮内　保）　松木源太郎議員。

○１９番（松木源太郎）　事後審査方式制限付一般競争入札というのは、大体今の財政課長の説明でもって分かったような分からないようなですけれども、ただ、昔みたいに談合がやっぱり起こることは、まずないだろうということを今の話で感じました。ですから、多くの事業体がこういうことがあるということを知っていて、自分で出していけるけれども、どうするかと決めて出したのが１者しかなかったということですね。分かりました。

それで、執行部から購入の一覧表は頂きました。大変ありがとうございます。これについてちょっと一言だけ聞いておきたいんですね。

今度改装しましたね、小学校全体。改装後の施設全ての備品が大体この程度のものなんですか。ちょっと私は参考のために大変これを、なかなか82種類ありますね。この数がなるほどなと、このぐらいの学校だったらこのぐらい使うのかなというふうに思っていたんですけども、これについて簡単に教育委員会から、大体、ほとんど中の装備関係は新調したのかどうか、そこら辺のところをちょっとお聞きしておきたいと思っています。

○議長（宮内　保）　再質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛）　今回購入いたします備品でございますけれども、主なものとしましては、１階から３階までの普通教室、特別教室、管理諸室、昇降口などに設置する収納棚や事務用品、椅子などとなります。統合校となります古城小学校、こちらにつきましては平成５年の建設当時からこういった収納棚等を使用しておりまして、経年の劣化が進んでおりますので、こういったものを中心に購入を考えております。

購入をする際には、活用が可能な備品、そういったものについては最大限に活用いたしまして、教育活動に支障が生じないように必要な備品を整備するということでございまして、全てこちらで買い換えるというものではございません。

以上でございます。

○議長（宮内　保）　松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員は自席へお戻りください。

議案の質疑は途中ですが、11時５分まで休憩いたします。

休憩　午前１０時５４分

再開　午前１１時　５分

○議長（宮内　保）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩）　それでは、先ほど松木議員の質疑に対して回答のほうで誤りがございました。減免対象件数につきましての検針９月請求分と10月請求分につきまして誤りがございましたので、訂正させていただきます。

まず７月から８月検針、９月請求分につきましては、これは地域でございますが、旭地域のＪＲの北側と飯岡地域が７月、８月検針でございまして９月請求分でございます。８月、９月検針で10月請求分につきましては、旭地域ＪＲ南側と海上地域、干潟地域の誤りでございました。

○議長（宮内　保）　続いて、戸村ひとみ議員、質問席に移動願います。

それでは、議案第１号について、準備が整い次第始めてください。

○３番（戸村ひとみ）　お願いします。総括的に質疑をさせていただきます。前者のご答弁で納得できた部分は重複しないようにいたします。

では、第１号からです。

補正予算ですね。地方債起債限度額変更に至った理由について伺います。これは先ほどの課長の答弁の確認なんですけれども、保育所２施設、旧まんざい保育所と旧ゆたか保育所ということでしたよね。松木議員の質疑に対する答弁の中で２回目のときに、まんざい保育所のことしか触れられなかったような気がしたんです。これは確認です。この二つがこの補正予算の中に入っているってことでよろしいですよね。

では、その起債限度額の変更についてお願いいたします。

それと、９ページの公共施設等整備基金繰入金、これは関連でございます。起債部分と、

あと基金の繰入れとということになっているんですけれども、これが基金の繰入れが必要だったのかということと、それから、二つの旧保育所のそれでのすみ分けになっているのか、起債部分と繰入れとがですね。そのあたりの関連をお願いいたします。それから、そこにもし基準があるんであれば、お願いいたします。

あと、三つ目、12ページです。漁業振興基金積立金の目的についてですが、先ほどのご答弁の中であらかた分かったんですが、これの原資ですね。つまりその基金積立ての原資というのが……原資の説明というのかな、それお願いいたします。そんな感じですかね。

○議長（宮内　保）　戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀）　それでは、最初の（１）から順番にご説明申し上げます。

起債の限度額変更に至った理由ということです。今回対象としている経費は、補足説明で申し上げましたとおり保育所の統合整備に、それに伴うものであります。その目的に適した起債メニューの中で、地方交付税措置のある公共施設等適正管理推進事業債、この活用が見込めることから地方債を追加したというところであります。

地方債というのは将来の負担を伴う行為であるため、議会の承認を得るということ、それから、財政の健全性を確保するという観点から地方自治法の230条で予算に定めるということになりましたので、今回の補正でこれをご説明するということになっています。

起債の関係、二つの事業というか、今回の統合で歳出のほうで、ゆたか保育所とまんざいの関係、解体の関係とその撤去。

（発言する人あり）

○財政課長（池田勝紀）　二つの事業それぞれかという話だったんですけれども、まとめてこの起債をかけています。

（「だから二つがまとまった」との声あり）

○財政課長（池田勝紀）　そうですね、その事業という。

それから次、（２）でよろしいですかね。公共施設等整備基金繰入金の必要性というところなんですけれども、基金の繰入れの考え方というところにつきましては、まずは国・県の補助金や地方債などの財源、そういうのがあるかどうかというのを見込んだ後に、それらの財源を差し引いた残額に対して充当するという、そういった基本的な考え方になっています。

今回の補正では、事業費が7,051万5,000円ということです。それに対しまして今回は国・県の補助金はありませんでした。なので、まず最初に地方債ですね。今回見込みました。地

方債を差し引いた残額の711万5,000円、ここの部分に対して、公共施設等整備基金を10万円単位というところで繰入れをしているというところであります。残りは一般財源ということです。

以上です。

○議長（宮内　保）　農水産課長。

○農水産課長（金杉高春）　12ページの漁業振興基金の積立金の原資というご質疑でした。こちらは漁業の振興に資する事業の財源としての出捐金で、寄附が原資となります。

以上です。

○議長（宮内　保）　戸村ひとみ議員。

○３番（戸村ひとみ）　地方債の起債の金額について、なぜこれ全部が起債ではなかったのかとか、基金が起債分を差し引いてということだったので、その割合的なところが気になるわけですよ。公共施設等整備基金、こちらのほうで全部出すということもできたのではないかなとか、あるいは逆に起債で全部やってもよかったのではないかなとか。

ただ、私は起債のほうはお勧めできないなと。市長がこの広報でも述べられていますように、やっぱりその限度が、財源にしても本当に限られたもので、いわゆる財調なんかも本当に適切なのかどうかというのもよく分からない中で、起債を増やしていくというのはどうかなというのはあります。それでちょっと聞いているんですけれども、こういう割合になった理由というのが知りたいわけです。

私がちょっと考えたのは、広報にも載っています。これは市民の方よく見てらっしゃると思うんであれなんですけれども、起債した中で、後ほど交付税とかで返ってくるみたいなものがあって、実質負担、実質の起債というか債権というか、実質の金額は実は40％なんだよとここにも書いてあるじゃないですか。もしかして、今回の起債が後々返ってくるもので、返ってくるというか、払わなくていいものでというのでこの金額にしてあるのかなとちょっと考えたんですけれども、そのあたりのところどうでしょうね。

なのでこれ、基金のほうの繰入れの基準と書いてありますけれども、二つ目ね。要するにこの割合をどう決められたのかなというのを知りたいわけです。どっちか一方でもよかったのではないかという。私は基金のほうと思うんですけれども。

公共施設等整備基金、これは今現在、７年度末の金額と、あと８年度末の予測といいましょうか、これからまたいろいろその基金を取り崩していく可能性というのもありますから、いろいろ統廃合やら何やらであるので、そのあたりのところの金額をお願いいたします。

それから漁業振興基金積立金、こちらの寄附によりますということだったんですけれども、具体的にお願いいたします。大きいところ、これは皆さんご存じと思うんですけれども、ここできちんとその寄附の内容をお願いいたします。

○議長（宮内　保）　戸村ひとみ議員の再質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀）　そうすると、１回目は（１）と（２）が何か混ざったような感じということでよろしいですか。

割合ということなんですけれども、補正予算書の11ページを見ていただくと補正の財源内訳というのがあるんですけれども、地方債で6,340万円と繰入金が7,100万円と一般財源が１万5,000円ということで。地方債につきましてはいろんなメニューがあるんですけれども、この起債につきましては、充当率というのがそれぞれ起債にあります。その中でその事業費の中の何％まで充当していいですよというのがありますので、今回の場合は90％充当できるというところで、今回7,051万5,000円のうちの6,340万円を起債で充てました。

その後残ったものをどうするかというところですね。これが一般財源で全部やって、財政調整基金を崩してやるのか、それとも目的財源として公共施設の基金を積み立ててあるので、そちらを使っていくかという判断になると思います。今回は目的基金ということで、その基金の目的にそぐうということで、残りの部分を10万円単位になって端数が出てしまうんですけれども、710万円を今回、公共施設の基金のほうで充てさせていただいて、あと10万円単位以下の端数については一般財源で措置させてもらったと、割合としてはそういう考え方で今回は補正を組んでいます。

あと何か漏れてるのありましたっけ、何でしたっけ。残高。

公共施設等整備基金の残高なんですけれども、７年度の決算上は27億8,617万1,000円ほどですね。今回８年度、当初予算で使っている分と今回の補正710万円、こちらを今回可決されてこれを使えるということになりましたら、８年度末としては公共施設等整備基金の予定では、見込みとしては27億7,403万4,000円程度ということを見込んでいます。

以上です。

○議長（宮内　保）　農水産課長。

○農水産課長（金杉高春）　漁業振興積立金の内容ということでした。こちらは銚子沖洋上風力発電事業に伴う出捐金です。出捐金イコール寄附となります。こちらの寄附なんですけれども、海匝漁業協同組合、それからその出捐者、寄附者と協議に市も入りまして、協議が調

い、今回の基金となったものです。

以上です。

○議長（宮内　保）　戸村ひとみ議員。

○３番（戸村ひとみ）　私がほら、返ってくるものなんじゃないかなとか、返さなくていいものなんじゃないかなというようなことを思ってこの金額にされたのかなと思いましたというところでのお答えがちょっとなかったんですけれども、それではないんですね。

いわゆる、ここにある起債といっても実質40％の額なんですよと市民の方に公表してらっしゃるじゃないですか。ここのところを、今回のも戻ってくるんだから、払わなくていいんだから、この金額、90％できる限り起債しちゃおうよみたいな、そういう考え方だったのかというところをちょっと聞いたんですけれども。答弁漏れで、はい。いいですか、答弁漏れで。

○議長（宮内　保）　財政課長。

○財政課長（池田勝紀）　すみません、ちょっとその部分漏れてたみたいです。

公共施設等の管理推進事業債というのは、先ほど言いました充当率は90％まで使っていいですよと。交付税の算入率としては50％ということで、後々50％が交付税措置で戻ってくるということで、そういった部分で有利だということで、現ナマをそのまま使って財調を今使ってしまったほうがいいのか、それとも後々の交付税措置で半分の金額でその効果が得られるのかとを天秤にかけたところでは、起債を選んだというところになります。

ご心配なのは、将来市民への負担になってしまうのではないかというところだと思います。地方債の役割としては、基本的には、いわゆる生々しい言い方ですけれども借金という考え方、それからもう一つの考え方、起債の全部の自治体が考えている考え方としては年度間の財源調整、それから要は世代間の負担の公平性ですね。公共施設というのは、後々次の世代、次の世代が使うので、今の世代で全部それを負担してしまうのではなくて、要は、後々の世代にもそれぞれ負担していただく、そういった考え方も一方ではあるというところになります。

起債を使えば公債費比率が上がるわけでございますが、基本的には公債費比率につきましてはうちのほうは今ちょっと、平均すると9.8％程度でちょっと高い、県下では６％ちょっとというところなんですけれども、判断材料としては、夕張市の財政破綻のときに制度設計されたところの早期健全化基準というのが25％、それから財政再建団体、夕張市みたいに財政再建になってしまうのが35％ということで、高めの設定になっているというところがあり

ます。

それを見越しますと、当市の場合はまだそこまでいっていません。ただ、平均よりは高いというのは事実でございます。逆を返すと、旭市は平均の自治体よりも積極的に事業を展開してやっているという考え方も一つあると、そう考えています。

以上です。

○議長（宮内　保）　戸村ひとみ議員。

○３番（戸村ひとみ）　平均より高いけれども、夕張市ほどではないよということだったんですけれども、実はこういった市長のほうで出されているものとか、あと、つい先日、大きなまちですけれども、財調が令和９年度にゼロになるとかといって公表したところがあるじゃないですか。もう私なんかぎょっとしちゃったんですけれども、そういうニュースとかになるようなことがあると、やっぱりその市民の方って、市の財政、一体どうなっているんだというのが非常に関心を持たれるところだと思います。そこでやっぱりその起債、あれですよ、世代間の公平性みたいのももちろんあります。長く使うものですからね。それはあると思うんだけれども、ただそこまでその建物は残っていてもお金がないみたいな状況になってしまったら、それこそとんでもないことになるので。

先ほど伺いましたその基金のこれ、公共施設等整備基金という目的の基金ですから、これが二十七億七千幾らが８年度末でも残るということですから、このあたりでちょっと借金するのか、あるいは、その目的で積み立てているものなので、そこから使うのかという、その割合のところをきちんと確認してみたかったわけです。市の考え方は分かりました。

漁業振興基金積立金のことなんですけれども、出捐金というのはもちろん補正予算のほうで上がっていますので分かっているんですけれども、この出捐金のいわゆる見通しというんですか、大口ではもちろん洋上風力、あちらのほうからのが入っていると思いますので、その事業が今頓挫しているということで、これの見通し。どのように、基金に大きな影響がありますので、一番大きな影響がありますので、この見通しと、あるいは、その出捐金というものがなくなるとしたら、漁業振興のほう、これの基金積立ての行方というのはどうなるのかなというのをちょっと、一般財源のほうから持ってくるのか、どうするのかというのをちょっとお伺いしたいです。

○議長（宮内　保）　再々質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（金杉高春）　この基金は、先ほど申し上げましたとおり銚子沖の洋上風力発電

に関するものです。実際は、うちのほうでもこの基金は最後ということで認識しています。

ただ、また今後その銚子沖が再募集もあると思いますので、続いてその協議により、可能性としては、新たな事業者からは、協議により発生する場合もあるというふうに認識しております。

以上です。

○議長（宮内　保）　議案第１号の質疑を終わります。

続いて、議案第４号について質疑を始めてください。

戸村ひとみ議員。

○３番（戸村ひとみ）　第４号、東日本大震災による被災住宅の建替住宅等に係る固定資産税等の減免の特例に関する条例の一部の改正でございます。

この条例改正の目的と予算への影響についてお願いいたします。

○議長（宮内　保）　戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（多田　仁）　それでは、ご質疑にお答えいたします。

まず目的ということで、こちら補足説明のほうとちょっと重複する部分もございますが、ご容赦ください。震災によりまして住宅等が半壊以上の被害を受け、新たな住宅を取得した場合における固定資産税及び都市計画税につきましては、まず地方税法の特例によりまして６年間減額するということが定められております。

本条例は、被災者の経済的負担のさらなる軽減を図ることを目的に、地方税法に基づく減額後に残る税額を減免するため、平成24年３月28日に公布・施行された市独自の条例となっております。

今回の改正の目的です。今般の改正は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、対象となる住宅の取得期限が１年延長されました。現行ですと令和８年３月31日までだったものが令和９年３月31日まで延長されましたので、これと同じく条例のほうも令和９年３月31日まで延長するものとなっております。

それから、影響ということになりますが、現在８年度の課税につきましては本条例の適用を受けている住宅はないため、予算への影響はございません。

続きまして、令和９年度以降につきましてですが、今回の改正によりまして来年、令和９年１月１日、これが毎年１月１日が固定資産税の賦課期日になっておりますので、この日までに取得された住宅につきましては令和９年度から、それから、その後１月２日から同年３

月31日までに取得された住宅につきましては令和10年度から、それぞれ６年間減額となります。

ただ、こちらにつきましては、ちょっと実績のほうも申し上げますと、令和２年度を最後に新規の申請はない状況になっております。ですので、今後どのぐらいの住宅が該当になって申請になるかということにつきましては、それほど予算への影響はないものと考えております。

以上でございます。

○議長（宮内　保）　戸村ひとみ議員。

○３番（戸村ひとみ）　ご説明ありがとうございました。実績についても伺おうと思っていたので。

国のほうで毎年後ろ後ろへ延ばして、１年ずつ延ばしてくるということがあったので、これが市の予算にどのように影響するのかなという、一気に延ばしなさいよみたいなのもあって。なんですけども、令和２年を最後にゼロということですので、影響なしということで、分かりました。ありがとうございます。

○議長（宮内　保）　議案第４号の質疑を終わります。

続いて、議案第７号について質疑を始めてください。

○３番（戸村ひとみ）　議案第７号、保育施設の、これ全部読み上げるのは何でございますから、条例改正の目的と保育への影響についてお伺いします。

○議長（宮内　保）　戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子）　本議案は、児童福祉法の一部改正に伴い、国の基準府令が改正となったことから所要の改正を行うものです。改正内容は、これまで原則３歳未満児を対象としていた小規模保育事業において、満３歳以上児の受入れ先を拡充するために、新たに満３歳以上限定小規模保育事業が創設されたことに伴い、関連規定を整理するものです。

あわせて、民間保育所等の施設型給付費を算定する上で根拠となる認定区分について、「教育認定子ども」、「満３歳以上保育認定子ども」、「保育認定子ども」の定義を整理して、条文上で適用対象となる範囲を明確にいたしました。既存の認定区分を明確に定義したものであり、給付費の算定方法や仕組みが変わるものではございません。

本市では、既存の教育・保育施設での受入れ体制が確保できておりまして、現在、小規模保育事業は実施しておりませんので、特段の影響はございません。

以上です。

○議長（宮内　保）　戸村ひとみ議員。

○３番（戸村ひとみ）　ありがとうございます。

給付費が変わるものではありませんということですので、そのあたりで納得いたしました。特段の影響がないということで、こちらのほうも分かりました。ありがとうございます。

○議長（宮内　保）　議案第７号の質疑を終わります。

続いて、議案第10号について質疑を始めてください。

○３番（戸村ひとみ）　10号です。下水道ですね。前者のほうから条例改正による影響についてのご質疑もございましたので、その中でちょっと……

○議長（宮内　保）　暫時休憩します。

休憩　午前１１時３１分

再開　午前１１時３２分

○議長（宮内　保）　再開します。

戸村ひとみ議員。

○３番（戸村ひとみ）　どこまでいきましたっけ。

○議長（宮内　保）　10号議案です。

○３番（戸村ひとみ）　下水道ですよね。面積として1,010ヘクタールを230ヘクタールにすると。でも、実際にもう現在は202ヘクタールが供用されてて、28ヘクタールが今年度中にもう供用開始になるというご説明でした。

あまりにも、この面積とかその供用世帯というんですか、それの数字が面積にしたら５分の１で、人数のほうはちょっと書き取れてないんですけれども、ここのところで県との協議を重ねた結果みたいなのをちょっとお伺いしたところ、そういうことだったので、どういう協議が行われて、もうこれから先は公共下水道は供用部分というのはやりません、供用はしませんよというようなことになったのかという、その経緯と、あとは徴収されている負担金の話です。負担金、１平方メートル当たり800円徴収されているというこの全体の負担金の金額、それから、あと……。

取りあえず、そのあたりをお願いいたします。

○議長（宮内　保）　戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩）　先ほど、その1,010ヘクタールから230ヘクタールへの経緯ということで、改めてご説明いたします。

既に平成27年度までに、全体計画面積を1,010ヘクタールと計画しました。このうち事業認可を受けました202ヘクタールの整備完了後、その後につきましては人口減少等、社会情勢の変化を踏まえまして、新規の面整備を休止している状況でございます。

その中で、そのような実情を踏まえまして、平成27年度、28年度から令和４年度にかけまして、旭市全体の汚水処理公共下水道から農業集落排水、合併浄化槽等の整備を示しました。まず、旭市汚水適正処理構想というものをまず上位計画として作成しまして、こちらを基に国・県からの指導に基づく協議・調整を実施しまして、既に下水道の整備が進んでいる区域以外は、汚水処理方式を集合処理からが個別処理へと見直した経緯でございます。

以上でございます。

すみません。あと負担金に関しての今、総額のほう、ちょっとお調べしますので少々お待ちください。

○議長（宮内　保）　では、戸村ひとみ議員。

○３番（戸村ひとみ）　負担金の額が総額でどれぐらいなのかなというのを、要するに負担金というものがある。それで、ちょっと言い方がよくないかも分からないんですけれども、この公共下水道というものがもっているとしたら、それが、これから先増やさないで、この230ヘクタールでずっとやっていくということで、この事業として成り立っていくものなのかどうなのかというところを、ちょっと知りたいわけです。

ちょっと規模の小さいまちですけれども、要するにもう公共下水道をやめて浄化槽に戻す計画にしたというところもニュースでありました。事業として成り立たなければ、公共の福祉というところに関して言うとちょっとどうなのかなと、市の負担が増えると、というところがありますので、そこのところをちょっとお伺いしてみたかったわけです。

○議長（宮内　保）　上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩）　負担金総額について今、お調べしております。

それで、まず負担金の趣旨でございますが、こちらにつきましてはその負担金、下水道整備というものには整備自体多額の費用がかかるということで、こちらを全て税金等で賄いますと、下水道を利用していない区域の方、こういうことについての公平性がちょっと損なわ

れる。そこでまず趣旨としては、負担の公平を図るためで、整備された区域の方には一定の負担を、一部の負担をしていただくということがまず負担金の趣旨でございました。

総額については後ほどお伝えするとして、あと、その先のお話でございます。事業の継続というのは年々厳しくなってまいります。その中で下水道施設管路耐震計画ですとか、ストックマネジメントの計画を今そちらを立てまして、それに基づきまして耐震化・老朽化、こういったものを効率的に実施するということで、今実施しております。

その中でも、コストの縮減と長寿命化を図るということを、まず前提にしております。

昨年度改定しました経営戦略、こちらの中で、その厳しくなる状況について料金改定、こちらを令和９年度を目標に、下水道運営協議会という条例組織の中で諮問したものを今、協議を図っている状態であります。そういうことで年々厳しくなる、そういうものもございますけれども、国のほうにおきましても、広域連携ですとか今回のような下水区域の見直しということを総合的に踏まえたことで、やはり全国的にこういった減少傾向というのは否めないところでございます。

以上でございます。

それで今、負担金について、230ヘクタールで４億404万円ほど負担金の総額を頂いてございます。

以上です。

○議長（宮内　保）　戸村ひとみ議員。

○３番（戸村ひとみ）　分かりました。ありがとうございます。

全国的な問題だとは思うんですけれども、やはり旭市のこういった公共下水道をどうするんだというのが、もちろん公共下水道を供用している人、あるいはそうではない方々の、割合的には当然のことながらそうではない方々のほうが多いわけですから、そこのところでその税のやっぱりこの公平な還元ということを考えていく上で、とても大切なことなのではないかなと思って質疑いたしました。ありがとうございます。

○議長（宮内　保）　議案第10号の質疑を終わります。

続いて、議案第11号について質疑を始めてください。

○３番（戸村ひとみ）　11号です。規約改正に至った背景と市への影響についてお伺いします。

○議長（宮内　保）　戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤　茂）　それでは、改正に至った背景と影響ということでお答えいたし

ます。

本議案は、東総地区広域市町村圏事務組合が設置しております東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと市町村圏基金について、令和７年度事業への充当をもって残額がなくなる見込みとなったことから、同基金を廃止することに伴う規約改正が生じたものとなります。

この基金は、東総地区広域市町村圏の創造的、一体的な振興整備に資する地域振興事業を実施するため、千葉県及び組合の構成自治体の出資により平成３年に基金を造成し、組合の特別会計により各種事業が行われてきました。この事業の内容としましては職員共同研修事業、中学生海外派遣研修事業、山武・東総地域広域幹線道路網整備促進期成同盟会事業の三つの事業がございます。

影響でございますが、基金廃止後の各事業の取扱いにつきましては、中学生海外派遣研修事業については令和７年度をもって廃止となりますが、職員共同研修事業及び山武・東総地域広域幹線道路網整備促進期成同盟事業につきましては組合の一般会計へ移行し、引き続き実施してまいります。

以上です。

○議長（宮内　保）　戸村ひとみ議員。

○３番（戸村ひとみ）　それでは、基金の廃止に伴うということで規約改正なんですけれども。いわゆる基金がなくなるからって、ゼロになってしまったんですもんね。それで新たな影響というんですか、それは基金があろうとなかろうと、ないということでの認識でよろしいでしょうか。

○議長（宮内　保）　再質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤　茂）　議員おっしゃるとおり基金はありませんので、先ほど申しましたとおり組合の一般会計へ移行して、事業を引き続き実施してまいるということでございます。

○議長（宮内　保）　戸村ひとみ議員。終わりですか。

議案第11号の質疑を終わります。

続いて、議案第12号について質疑を始めてください。

○３番（戸村ひとみ）　12号です。前者のほうからもございました財産の取得でございます。小学校統合備品の必要性と書いてありますが、私としては、いわゆる全てを新しくされるも

のなのか、再利用というのかな。継続して使うことができるものはちゃんとはじいてあるのかというところを、ちょっと必要性として挙げさせていただいたんですけれども、市長も広報の中で述べられております。やっぱりちゃんと、また使えるものは、使っていけるものはちゃんと使いましょうみたいなことでありましたので、そこのところをお伺いいたします。

それと、この資料、私プリントアウトしましたけれども、備品の購入の品名とかずらっと全部挙げていただいているわけです。これは議案を提出されるときに、ここを82品目までの詳しいことは必要ないですけれども、必要ない、いいんですけれども、項目分けぐらいにして、どういったものが統合備品なのかということぐらいの資料は出していただかないと、ただ単に備品購入についてでは全く何も分かりませんので、審議のしようがありません。

私が通告した後に、昨日ですか、この購入物品一覧が出てきましたけれども、これはなぜその議案と一緒に出されなかったのかなというのをまずお聞きしたい。それと、これは審議できないですよ、これ分からないと。

それと、この一覧の中に全て、ほぼ全てが、作業用台というところがどこのメーカーか分からないんですけれども、あとのほぼ全てが「ウチダ」というメーカーです。これは市のほうからここのメーカーというのは指定がございますか。あとは……

○議長（宮内　保）　戸村議員。詳細については……

○３番（戸村ひとみ）　これ全然詳細ではないです。

○議長（宮内　保）　詳細なんです、言っていることが。

○３番（戸村ひとみ）　入札のやり方です。それぞれは聞いていないですよ。それぞれは聞いてない。

○議長（宮内　保）　駄目ですから。

○３番（戸村ひとみ）　では、入札制度の効果について伺います。入札において、同等品とかの扱いというのはありますか。市のほうでメーカー指定とか、あと同等品でもオーケーとかいうのは、そういうことはありますか。そこを教えてください。これが、要するにその応札できるかどうかというところに非常に関わってくると思いますので、そこのところを教えてください。

○議長（宮内　保）　戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛）　それでは、初めに備品のほうの再利用の関係で回答いたします。

教材や管理用の備品につきましては、各学校にて精査や調整を進めていただいておりまし

て、ひかた椿小学校で使えるものについて、できるだけ活用してまいるとなっております。今回、図書室や図工室の木製の机、椅子につきましては、塗装やクッションの補修などを行いまして再利用する予定でございます。

統合によりまして使用しなくなります備品につきましては、閉校する中和小学校及び萬歳小学校に仮置きいたします。希望に応じまして、市内のほかの小・中学校で活用していただきまして、廃棄物の削減に努めてまいります。

なお、経年劣化によりまして傷んでいるもの、そういったもののうち使用が難しいものについては、産業廃棄物というような形で処分になっていくものと考えております。

二つ目でございます。今回のメーカーの指定はあるかということでございます。こちらについては、同等品可ということで示しております。こちらについて、それについての業者のほうからの質問はなかったということでございます。

以上でございます。

○議長（宮内　保）　戸村議員、備品についての資料については善処しますので、よろしくお願いします。

戸村ひとみ議員。

○３番（戸村ひとみ）　ありがとうございます。

○議長（宮内　保）　いいですか。議案第……

○３番（戸村ひとみ）　ぜひ、前もって議案と一緒に出していただきたい。

○議長（宮内　保）　いいですか。

どうぞ、では、戸村ひとみ議員。

○３番（戸村ひとみ）　議案と一緒に出していただきたいです。お願いいたします。審議のしようがないんで。

○議長（宮内　保）　いいですか、12号は。

○３番（戸村ひとみ）　今、何回目だった。

○議長（宮内　保）　１回目です。今度２回目ですから。

戸村ひとみ議員。

○３番（戸村ひとみ）　メーカーの指定はないということで、同等品可ということで、事前に、184者も登録業者さんがいらっしゃるということなので、問合せ等はございましたか。このメーカーについてとか、こういった、いわゆる……

○議長（宮内　保）　戸村議員、一応、ないということで教育総務課長は答弁していますので。

○３番（戸村ひとみ）　問合せがないと言われました。そうですか。ありがとうございます。

いずれにしましても99.7％でしたっけ。あれっ、ちょっと私の記憶が間違って。七十何％、こっちが。そうか、そうか。オーケー、分かりました。消防自動車と間違えた。はい、分かりました。

再利用のほう本当に努力してくださっていて、何しろＳＤＧｓを大きくうたっておりますので、そこのところは本当に教育的観点からしても、しっかりやっていただきたいということでの質疑といたしました。

○議長（宮内　保）　議案第12号の質疑を終わります。

続いて、議案第13号について質疑を始めてください。

○３番（戸村ひとみ）　指揮車ということで、この購入の目的と入札制度の効果についてお伺いいたします。

○議長（宮内　保）　戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也）　消防本部からは指揮車購入の目的、これについて回答をいたします。

現在配備しております消防署の指揮車、これは平成22年２月に配備されまして令和８年２月で16年が経過したところでございます。近年は出動案件、各種災害の複雑多様化や大規模災害への備えといった面から、指揮車の機能を向上させることが重要であるため、車両の更新整備を行うものでございます。

以上です。

○議長（宮内　保）　戸村ひとみ議員。

○３番（戸村ひとみ）　こちらが応札されたのが１者ということで、これはもう本当に仕方がないのかなとは思います。やはり特殊な業種というか、そういうので仕方がないのかなとは思うんですけれども、ちなみにちょっと参考として、業種としてこういう、いわゆる何者ぐらいがあって、近隣というか、登録されているのというのは何者あるものなんでしょうか。

○議長（宮内　保）　再質疑に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也）　消防車メーカーにつきましては180者とか、そんなにはないので、５者とか６者ぐらいかと。その中で、指揮車をやっているものとやっていない会社もございますので、ちょっとその辺は数は少ないです。近隣を見ますと、１者か２者ぐらいが近年では入れているということです。あと登録にある業者数に関しては、私のほうではちょっとお

答えできません。

以上です。

○議長（宮内　保）　財政課長。

○財政課長（池田勝紀）　すみません。登録業者なんですけれども、これが、いろんな工種ごとに登録はされているんですね。全体で5,000件ぐらいあるのかな。中には、例えば登録が工事と物品委託業とか、それを三つとも出したらそれは３件というカウントになってしまうんですけれども、その車両の登録業者は、ちょっと今数字を持っていません。ごめんなさい。

○議長（宮内　保）　いいですか、戸村ひとみ議員。

議案第13号の質疑を終わります。

続いて、議案第35号について質疑を始めてください。

戸村ひとみ議員。

○３番（戸村ひとみ）　35号から37号までは専決処分の承認なので、全部一括は駄目ですよね。私が知りたいのは市民への影響、それのみでございます。お願いいたします。

○議長（宮内　保）　戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（多田　仁）　それでは、市民への影響ということでお答えいたします。

まず、今回の改正というものが毎年の地方税法の改正によりましての改正になりまして、多くが文言や条項の整理となっております。それらをちょっと除きまして、実際の税額といいますか、金額がある程度見込めるものに関しまして三つほど申し上げます。

まず１点目です。条文での改正箇所が最も多い軽自動車税環境性能割の廃止です。こちらにつきましては、軽自動車を購入取得した際に一度納入するもので、取得価格が50万円を超える車両について、燃費性能に応じまして車両価格の１％、２％といった税率を適用しまして課税されていたものになります。

今回の改正では、米国の関税措置の影響、それを緩和するため、あるいは国内自動車市場の活性化を図る、こういったことを目的に、自動車ユーザーの負担を軽減、簡素化するため、本年３月31日をもって廃止されたものです。

ちなみに昨年度、７年度の環境性能割のほうの実績なんですけれども、台数で904台、金額で2,066万円ほどが県を通じて市に納入されております。なお、こちらの減収分につきましては地方特例交付金、これによりまして全額措置されるものとなっております。

続きまして２点目になります。固定資産税における免税点の見直しです。

地方税法では、固定資産税の算定において、同一の名義人が所有する土地、家屋、償却資産につきまして、課税標準の合計が一定額未満の場合、課税されない基準といたしまして免税点というものを定めております。今回の改正では、この免税点のうち家屋について「20万円」から「30万円」、償却資産について「150万円」から「180万円」にそれぞれ引き上げられるもので、適用は、これは来年度、令和９年度の課税分からとなります。

影響といたしましては、今年度の令和８年度の当初課税の数値を基に試算した場合、家屋につきましては522件、税額で196万円ほど、償却資産で85件、税額で195万円ほどが新たに免税点未満となりまして、課税のほうがなくなる見込みとなっております。

それから３点目です。固定資産税等の課税標準の特例割合を定める、いわゆる、わがまち特例の改正についてです。

こちらも条例改正の中では多い部分になりますが、こちらは正式には地域決定型地方税制特例措置という、この制度は、地方公共団体の自主性・自立性を一層高めるとともに、税制を通じて、地方団体が地域の実情に対応した政策を展開できるようにする観点から、国が一律に定めていた内容を市町村が条例で決定できるようにする仕組みとして、平成24年度から導入されているものです。

今回の改正では、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に関わる特例措置の新設や、再生可能エネルギー発電設備に係る特例措置が拡充・延長されておりまして、適用はこちら、令和８年度課税分からとなります。

こちらの改正なんですが、市内で、わがまち特例に該当する施設は１か所ございますが、今回は該当する条文につきましては改正がございませんので、影響のほうはございません。

以上になります。

○議長（宮内　保）　戸村ひとみ議員。

○３番（戸村ひとみ）　ありがとうございました。36号にいってしまってもいいですか。

○議長（宮内　保）　議案第35号の質疑を終わります。

続いて、議案第36号について質疑を始めてください。

○３番（戸村ひとみ）　一括してやりたいですけれども、そんなわけにはいかないので、36号も市民への影響についてお願いいたします。

○議長（宮内　保）　戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（多田　仁）　それでは、議案第36号につきましてお答えいたします。

今回の改正は、先ほどの市税条例とかぶる部分もあるんですけれども、いわゆる、わがまち特例、こちらのほうの改正があったものを改正しているものでございまして、影響ということでございますが、今回の改正を含めまして、本条例のわがまち特例に該当する施設というのが現状ございません。ですので影響のほうはございません。

以上になります。

○議長（宮内　保）　戸村ひとみ議員。

議案第36号の質疑を終わります。

続いて、議案第37号について質疑を始めてください。

○３番（戸村ひとみ）　では、同じく37号も市民への影響についてお願いいたします。

○議長（宮内　保）　戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（多田　仁）　それでは、議案第37号についてお答えいたします。

今回の改正は、令和８年度から始まっております子ども・子育て支援金の課税限度額の追加、それから低所得者世帯の軽減判定における１人当たりの加算額の単価の引上げとなります。

影響についてということですが、改正前の加算額、それと今回の改正後の加算額の場合とで比較した差額についてお答えいたします。

まず２割軽減の世帯が13世帯、金額としまして22万4,500円の増、それから、５割軽減世帯が15世帯の増、金額にいたしまして71万3,500円の増となります。合計では28世帯、93万8,000円の増となっておりまして、今回の改正による負担軽減の効果ということになろうかと思います。

以上でございます。

○議長（宮内　保）　戸村ひとみ議員。

○３番（戸村ひとみ）　ありがとうございました。

以上です。

○議長（宮内　保）　戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

議案の質疑は途中ですが、午後１時10分まで休憩いたします。

休憩　午後　零時　２分

再開　午後　１時１０分

○議長（宮内　保）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

続いて、伊場哲也議員、質問席に移動願います。

それでは、議案第１号について、準備が整い次第始めてください。

伊場哲也議員。

○６番（伊場哲也）　今回上程されました議案の多くは、国の法改正に速やかに対応するもので、私が所管する委員会に付託された議案には、国の基準改正に伴う条例の整備が多く含まれております。法令等への適正な対応は当然のことと理解しておりますが、条例の一部を改正する条例が、実際の旭市の現場や市民生活にどう影響するのかという実務的な視点から質疑させていただきます。

なお、多忙な日程の中で11議案質疑させていただきますが、時間泥棒にならないよう簡潔明瞭に努めますので、よろしくお願いいたします。

議案第１号、令和８年度旭市一般会計補正予算、予算書12ページをご覧ください。

もう既に前者から質疑、また答弁がありますので、一部省略し質疑をさせていただきます。省略のことですけれども、銚子沖洋上風力発電事業に伴う拠出金１億2,000万円、漁業振興基金積立基金に積み立てるということでございますけれども、本市としてこの基金を今後どのように活用していくのかと。先ほどの答弁でもございましたので、これにつきましては省略をさせてください。よろしくご理解ください。

この議案１につきまして、これも答弁が先ほどあったというふうに記憶はしておるんですけれども、地元業者への還元ですとか、あるいは水産業振興に向けた市としての具体的なビジョン、もしお持ちでしたらお示しいただければありがたいです。よろしくどうぞお願いします。

○議長（宮内　保）　伊場哲也議員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（金杉高春）　本基金は、漁業の振興に資する事業の財源として充当するものでございます。具体的には、海匝漁業協同組合――漁業者で構成している団体です――から提案される事業について、有識者を含めた漁業振興基金活用委員会の意見を伺いながら、使

途が決定されるものです。

今の検討している内容、先ほどもお答えしたんですけれども、漁港の施設、漁協が管理している施設についての改修であったりというのが計画されております。今後それ以外も含めまして、漁業協同組合から上がった計画を確認させていただきながら、この基金を使っていくということになりますので、現在はその状況です。

○議長（宮内　保）　伊場哲也議員。

○６番（伊場哲也）　分かりました。運用ですとか、あるいは来年度になりましょうか、重大な行事が控えているようですので、ぜひ効率的に効果的に活用をいただければと、そんなふうに考えております。

議案第３号に移ります。

○議長（宮内　保）　議案第１号の質疑を終わります。

続いて、議案第３号について質疑を始めてください。

伊場哲也議員。

○６番（伊場哲也）　勝手に進めてはいけませんね。議案第３号について質疑をさせていただきます。

この議案は、国の行政手続法の改正に伴う所要の改正を行うということでございました。この法改正並びに本市の条例改正によりまして、市民の行政手続や窓口業務において、具体的にどのような変更や影響が生じるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（宮内　保）　伊場哲也議員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後　稔）　今回の改正による実務的な変更は、市側、市役所のほうで行う公示の方法になります。これまで名宛て人となるべきものの所在が判明しない場合において、書面を事務所の掲示場に掲示するという方法で行うことができるとしていたものから、インターネット等により閲覧できるようにするとともに、これまでどおり書面を事務所の掲示場に掲示するか、または事務所に設置したパソコン等によって閲覧できる状態に置く措置を取るという方法によって行うことができるというものに変更するものでございます。

○議長（宮内　保）　伊場哲也議員。

○６番（伊場哲也）　ありがとうございます。

それでは課長、どのような、この法改正によって効果があるのかということをお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（宮内　保）　伊場哲也議員の再質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後　稔）　今回の改正によりまして、これまで特定の場所、市役所の場所でしか書面で掲示していなかったものについて、インターネットによる閲覧等を可能としまして、いつでもどこでもその情報を確認できるようにするということで、利便性の向上が図られるものと思っております。

以上です。

○議長（宮内　保）　伊場哲也議員。

○６番（伊場哲也）　分かりました。

以上で第３号議案については結構でございます。

○議長（宮内　保）　議案第３号の質疑を終わります。

続いて、議案第４号について質疑を始めてください。

伊場哲也議員。

○６番（伊場哲也）　議案第４号、東日本大震災による被災住宅の固定資産税減免特例の取得期限が、先ほどの答弁でもございましたように、令和９年３月31日まで１年間延長されます。震災から15年が経過する中、本市において現在この特例の対象となっている件数や、この１年間の延長によって新たに対象と見込まれる件数の把握、そして28世帯93万8,000円、先ほどお話がございましたけれども、同じようにこの一部改正の条例の目的についてお伺いいたします。

あわせて、制度延長に伴う市民の実質的な影響についてもお尋ねいたします。よろしくお願いします。

○議長（宮内　保）　伊場哲也議員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（多田　仁）　それでは、お答えいたします。

まず、この条例による影響ということですけれども、先ほどの戸村議員のご回答と重複するところもございます。今現在該当となっている件数というのは、令和８年度現在ございません。

今後ということですが、この１年間の延長によりまして、取得期限が令和９年３月31日まで延びます。その間に申請があった方については、繰り返しになりますが、令和９年１月１日までに取得したものについては令和９年度課税から、それ以降、３月31日までに取得した

ものにつきましては令和10年度課税から、それぞれ減額になります。

しかしながら、実績のほうを申し上げますと、この制度による減額というものが令和２年度の３件申請を最後に、ここ５年間というのは申請がない状況です。ですので、仮に申請がございましてもそれほど大きな影響はないものと考えております。

そのほか、またちょっと幾つかあったので、答弁漏れがございましたら。

○議長（宮内　保）　目的は。

○税務課長（多田　仁）　すみません。こちらの目的ですけれども、まず今回、地方税法の改正によりまして、国のほうの減免の期限というものが１年延長になっております。これは市の条例のほうで平成24年に策定したものなんですけれども、そのときから国のほうでは、地方税法によりまして固定資産税を減額するという特例措置が設けられておりました。この期間に合わせて過去３回ほど延長しております。今回も１年間延長されたもので、それに合わせまして市の条例も１年間延長するということになります。

以上でございます。

○議長（宮内　保）　伊場哲也議員。

○６番（伊場哲也）　課長、ありがとうございました。

先ほど28世帯云々については議案12号、それとの取り違えでした。また、ご指摘、目的についての説明もいただき、ありがとうございました。

以上で議案第４号についての質疑を終わりにいたします。

○議長（宮内　保）　議案第４号の質疑を終わります。

続いて、議案第５号について質疑を始めてください。

伊場哲也議員。

○６番（伊場哲也）　議案第５号でございますけれども、３歳以上も預かれる小規模保育所を設け、これまで３歳未満の子ども専用だった小規模保育所に新たに３歳以上限定タイプもつくれるようになるということ。

そして２点目として、性暴力防止が義務化されるということ。保育施設で働く人について、犯罪歴チェックなどの性暴力防止対策をすることが法律で義務になったと。

三つ目として、地域限定保育士として働ける制度ができるようになった。筆記試験に合格、なお実技試験の代わりに、講習を受ければ地域限定保育士として働ける制度が、これまで一部地域限定だったのが全国に広がると、そういう法改正というふうに理解をいたしました。

最初の３年間はその自治体のみ、その後は全国で普通の保育士として働ける。旭市として

この一部改正の必要性をどのように考えているのか、また、市にとってどのような効果が期待できるとお考えか、お尋ねいたします。

○議長（宮内　保）　伊場哲也議員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子）　本議案は、児童福祉法の一部改正並びに「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」――すみません、この法律名長いので、以降「こども性暴力防止法」と呼ばせていただきたいんですけれども――その施行に伴い国の定める基準府令が改正となったことから、所要の改正を行うものです。

本市では、本条例の改正の対象となる家庭的保育事業や小規模保育事業等の事業はございませんので、現状では本市への直接的な効果や影響はないと考えております。

以上です。

○議長（宮内　保）　伊場哲也議員。

○６番（伊場哲也）　ただいまの答弁と、先週の説明でもありましたように本条例の改正対象となる事業、四つでしたか。家庭的保育事業、そして小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、その４事業というふうに記憶しております。また、現在旭市にはこれら４事業の認可を受けた事業所はないということでしたが、今後、旭市内で新たに認可申請が行われた場合ですけれども、市としてはどのような審査体制、受入れ体制で対応する予定なのか、お尋ねいたします。

○議長（宮内　保）　伊場哲也議員の再質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子）　本条例は、その認可をするための基準を定める条例でございますので、この条例に従って審査、認可をしてまいります。

以上です。

○議長（宮内　保）　伊場哲也議員。

○６番（伊場哲也）　３回目の質疑をさせてください。

もう既に説明でもありました2026年、本年12月25日から始まる日本版ＤＢＳ、つまりこども性暴力防止法の、その施行に備えた子どもの安全網の強化というふうに認識しております。この犯罪歴確認義務により再犯防止ですとか、あるいは信頼できる保育・教育環境を全国標準で整える画期的な制度であるというふうに、勉強して思いました。保育・教育現場で働く

者の犯罪歴確認を義務づけることで、子どもの安全を全国標準で守る極めて重要な仕組みであると認識しております。

そこでお伺いしますけれども、本市におきまして、令和８年12月25日の施行に向けて対象となる事業者への周知、あるいは準備支援、これを現時点でどのように進めているのか、お伺いいたします。

○議長（宮内　保）　伊場哲也議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子）　こども性暴力防止法に関係する事業としましては、保育所や認定こども園がありますけれども、こちらは所轄庁である県が本制度の実施について監督等を行うこととされております。所轄庁は、対象事業者からの犯罪歴の結果の確認や職員の配置状況等について監督し、問題がある場合は改善のための勧告や命令を行います。

本市としましては、対象事業者に対し制度の周知や国のシステムへの登録のサポートを行い、制度開始に向けて連携して取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（宮内　保）　議案第５号の質疑を終わります。

続いて、議案第６号について質疑を始めてください。

伊場哲也議員。

○６番（伊場哲也）　議案第６号、こども誰でも通園制度、つまり乳児等通園支援事業でございます。これに関するルールを国の法律改正に合わせて変更する条例の一部改正というふうに理解をいたしました。

変わる点が三つございます。５条との関連もございますように、性暴力防止が義務化、そして地域限定保育士が雇用できるようになるということ、それから３点目といたしましては、離島などへの特例を新設する、この３点かと思います。この一部改正により、また今回のこの改正が本市の事業運営や乳幼児への支援に対してどのような影響をもたらすのか、市の見解をお尋ねいたします。

○議長（宮内　保）　伊場哲也議員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子）　今回の条例改正により、子どもたちが安心して利用できる環境を確保するため、保育施設等の事業者に対し利用児童と接する業務に従事する者の犯罪事実確認が義務づけられました。これにより、性犯罪歴のある者が当該事業に就くことを未然

に防ぎ、保護者がより安心して子どもを預けられる体制を構築することができると考えております。

また、職員の資格要件について資格が拡充されましたので、保育人材の確保が全国的に課題となる中で、より柔軟な人材確保が可能となりますので、安定的かつ継続的に保育サービスを提供できる体制整備が図られると考えております。

以上です。

○議長（宮内　保）　伊場哲也議員。

○６番（伊場哲也）　再質疑で、効果とか期待している内容について質疑させていただこうと用意をしておりましたけれども、今、課長の答弁でございましたので、２回目の再質疑ということでお伺いいたします。

現在の旭市の乳児等通園支援事業の実施状況、これを踏まえていただいて、特に保育所等に通っていないご家庭もありますよね。そういう家庭からのニーズに対しては、まずはどのように把握される予定でしょうかということ。そして、この影響や今効果が答弁ございましたけれども、それを具体的にどのように生かしていこうと考えていらっしゃるのか、お伺いします。ご理解いただけましたでしょうか。よろしくどうぞお願いします。

○議長（宮内　保）　伊場哲也議員の再質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子）　保育所に通っていない家庭のニーズ把握ということですが、現在はニーズの把握については、日頃の窓口相談や子育て支援センターでの相談事業などを通じて把握に努めております。

あと、すみません、もう１点は。

（発言する人あり）

○議長（宮内　保）　暫時休憩します。

休憩　午後　１時３２分

再開　午後　１時３３分

○議長（宮内　保）　再開します。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子）　すみませんでした。効果や影響ということですけれども、事業運営の影響につきましては、施設運営の安全性と保育の質が向上することで、保護者の皆様がより安心して大切なお子様を預けられる環境が整うものと考えております。乳幼児への支援面におきましても、職員の資質向上や適切な人員配置が図られ、お子様一人ひとりに寄り添った、きめ細やかな保育環境の提供につながるものと考えております。

○議長（宮内　保）　伊場哲也議員。

○６番（伊場哲也）　ありがとうございました。

ちょっと表面的な、形式的な答弁だったかに思いますので、また詳細につきましては直接お尋ねに行かせていただくということで、終わりにさせていただきます。

○議長（宮内　保）　議案第６号の質疑を終わります。

続いて、議案第７号について質疑を始めてください。

伊場哲也議員。

○６番（伊場哲也）　議案第７号、５、６、７ですけれども、文教福祉で扱うもので質疑させてください。

国の基準府令の改正に伴う所要の整備ということで、これまでずっときているんですけども、この議案第７号におきましても同様で、ただ事務的なルールの変更でも、現場ではそれを受けて実際対応しなければいけないということは確実に出てくると推定されます。現場の保育士や、あるいは事業所に新たな負担はかからないものかと。市は丁寧にきちんとサポートしますよといったこと、常に現場目線を忘れない姿勢、努力、これが非常に大切だと考えます。

そこで、この改正がこれまで同様、旭市の保育現場の実務、施設運営に与える具体的な影響、今、課長のほうでどのように考えていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

○議長（宮内　保）　伊場哲也議員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子）　先ほどの戸村議員のご質疑にも回答いたしましたが、今回の改正内容は、新たに満３歳以上限定小規模保育事業が創設されたことに伴う関連規定の整理と、施設型給付費の算定根拠となる認定区分について、条文上に明確に定義するものであります。

現場の保育士や施設等に影響はないのかということでございますが、大きく実務が変わるわけではございませんので、特段の影響はないと考えております。

以上です。

○議長（宮内　保）　伊場哲也議員。

○６番（伊場哲也）　課長の答弁で、特段の影響はないということでございましたけれども、でも確実に法改正は行われます。

今後ですけれども、保育のこの法改正に伴って特段の変更はないと今言われましたけれども、しかしながら、この法改正を契機として保育の質のさらなる維持ですとか、さらなる向上に向けて、担当課としてどのような周知ですとか、あるいは支援、これを行おうとしているのかお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（宮内　保）　伊場哲也議員の再質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子）　特定教育・保育施設では、市の条例に定める基準を遵守した適切な運営と、安全でより質の高い保育を提供できる環境整備を行っています。本改正により保育現場への影響等は、先ほど申しましたとおりございませんけれども、保育の質の維持・向上に向けて、各施設と連携を図りながら引き続き支援を行ってまいります。

以上です。

○議長（宮内　保）　伊場哲也議員。

○６番（伊場哲也）　議案第７号の質疑を終わります。

○議長（宮内　保）　議案第７号の質疑を終わります。

続いて、議案第８号について質疑を始めてください。

伊場哲也議員。

○６番（伊場哲也）　議案第８号について質疑をいたします。

令和11年４月の新海上小学校開校に向けて、着々と準備が進められております。ただ、まだ課題が多々あろうかと思いますけれども、その中で、統合により閉校となる鶴巻小学校、滝郷小学校、各小学校の跡地利用について、現在市での検討状況ですとか、あるいは今後のスケジュール的なもの、簡潔明瞭にお答えいただければと。よろしくお願いします。

○議長（宮内　保）　伊場哲也議員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛）　旭市学校再編の基本方針では、学校跡地の活用については、これまで学校が担ってきた地域の役割も踏まえ、今後も地域の拠点として活用できるよう検討していくとしております。

具体的な跡地活用につきましては、保護者や地域の代表者、学校関係者などで構成する学校再編準備委員会、こちらのほうで地域のご意見を伺った上で、旭市学校施設利活用基本方針に沿って進めてまいることとなっております。

現在は、今月中の準備委員会の設置に向けまして事務のほうを進めているところでございます。

以上です。

○議長（宮内　保）　伊場哲也議員。

○６番（伊場哲也）　今月の準備委員会の設置と。そうしますと、その設置を受けてその準備委員会の中で話し合われる内容かと思いますけれども、鶴巻小、滝郷小、統合校までの距離が当然長くなります。スクールバスの運行ルートですとか、あるいはスクールバスの停車場、どこで子どもたちをピックアップして学校まで連れていくか等々、細かい点ですけれども、まずスクールバスの確保についてはどうなんでしょうか。干潟小学校についてはできているよというふうにお聞きしましたけれども、海上３地域についてはどうでしょうか。

○議長（宮内　保）　伊場哲也議員の再質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛）　準備委員会のほうは、総務部会、ＰＴＡ通学部会、学校運営部会等、各部会において様々な検討を進めてまいります。その中で、スクールバスにつきましてはＰＴＡ通学部会というところで、今後スクールバスの利用も含めて検討されていくところでございます。

以上です。

○議長（宮内　保）　伊場哲也議員。

○６番（伊場哲也）　３回目の質疑でございます。

３校が１校に統合されるということで、当然児童数、学級数が変化してまいります。統合後の教職員の配置、少人数教育の維持、これについてどのようなお考えか、お聞かせください。

○議長（宮内　保）　伊場哲也議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛）　職員の配置等につきましては、校長の学校の経営のほうに関しまして、そういった要望に応じながら今後進められていくというふうに思っております。

以上です。

○議長（宮内　保）　議案第８号の質疑を終わります。

続いて、議案第９号について質疑を始めてください。

伊場哲也議員。

○６番（伊場哲也）　議案第９号について伺います。

放課後児童支援員に係る認定資格研修の受講者対象者に、新たに地域限定保育士が追加されるということでございますけれども、この改正の目的は何でしょうか、お伺いいたします。

○議長（宮内　保）　伊場哲也議員の質疑に対し答弁を求めます。

暫時休憩します。

休憩　午後　１時４４分

再開　午後　１時４５分

○議長（宮内　保）　再開します。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛）　失礼いたしました。

資格要件の拡充によりまして、保育士と同様に保育に必要な知識及び技能を持つ人材の確保が増えまして、児童の育成支援の質の向上につながるものと考えております。

また、放課後児童支援認定資格研修を受講する者が増えることで支援員の増員が見込めることから、職員配置の改善により児童一人ひとりに目を配りやすく、安全体制の強化、安定した運営に有効であると考えております。

以上です。

○議長（宮内　保）　伊場哲也議員。

○６番（伊場哲也）　おっしゃるとおりで、資格要件の拡充と人材確保。それでは、今の最後の言葉にちょっと答弁にあったんですけれども、具体的にどの程度の効果、現場へのメリット、これを見込んでいらっしゃいますか、お尋ねいたします。

○議長（宮内　保）　伊場哲也議員の再質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛）　保育士不足の解消を目指す制度改正でありまして、千葉県の実施する地域限定保育士試験に合格したもの、こちらのほうが児童の保育を行うことができる

ようになります。放課後児童クラブでは、児童クラブごとに放課後児童支援員を配置しなければならないというところの中で、保育士の資格を有するものが千葉県が実施する放課後児童支援員認定資格研修を受講・修了することで、放課後児童支援員として勤務することができるようになります。

繰り返しとなりますが、こちらのほうを行うことによりまして、職員の配置の改善によりまして児童一人ひとりに目を配りやすくなり、安全体制の強化、安定した運営に有効であると考えております。

以上です。

○議長（宮内　保）　伊場哲也議員。

○６番（伊場哲也）　課長、詳細な丁寧なる説明ありがとうございました。

３回目の質疑でございますけれども、地域限定保育士制度、この制度を活用するためには、旭市が認定地方公共団体になる必要があると思われますけれども、その手続ですとか見通しについて今どのように考えていらっしゃるのか、お聞かせください。

○議長（宮内　保）　伊場哲也議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛）　認定地方公共団体の区域内というところで、認定地方公共団体のほうにつきましては千葉県が団体に当たるということで、県内にある旭市、これの中に入るというところで理解しております。

以上です。

○議長（宮内　保）　議案第９号の質疑を終わります。

続いて、議案第12号について質疑を始めてください。

伊場哲也議員。

○６番（伊場哲也）　議案第12号について質疑をいたします。

通告に、なぜ１者応札となったのか、これは先ほどもう答弁いただいております。入札手続の公正性ですとか透明性、これについてどのようにお考えなのかということでございます。この通告の後半部分も含めて、落札率75.6％でしたか。どうなんでしょう。個人的には、もう一つの入札の99.9％というのあったかと思いますけれども、どうも比較的低い水準で落札されたんではないのかなというふうに思いまして、この価格が適正水準であったかどうかお尋ねいたします。

以上です。

○議長（宮内　保）　伊場哲也議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀）　いろいろ落札率というところで、ものによって大分変わってくる部分があります。適正だったかというところで申しますと、３月の議会で８年度の当初予算、可決いただきました。その中の予算の内で予定価格を設定した中での金額の中に収まっているということで、これは適正だと判断しています。

○議長（宮内　保）　伊場哲也議員。

○６番（伊場哲也）　適正と具体的に判断された、その検証された。雑駁で結構です。どのように適正で、だよなというふうに検証されたのか、お尋ねいたします。

○議長（宮内　保）　伊場哲也議員の再質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀）　予定価格を設定した価格の範囲内であるので、それは99％であろうと76％であろうと、それは適正に執行されたと、そう判断します。

○議長（宮内　保）　伊場哲也議員。

○６番（伊場哲也）　単独入札の件につきましては先ほど答弁もございましたけれども、これは今後単独入札が続くか続かないかは分かりません。しかしながら、仮に単独入札が続いた場合ですけれども、将来的に価格設定が高くなる、そういう心配はないのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（宮内　保）　伊場哲也議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀）　予定価格等の設定価格、予算のときにも協議しなければいけないと思うんですけれども、昨今の物価高騰だとか、いろいろ世界情勢、石油の関係の高騰だとか人件費の高騰、そういった部分ではいろんな部分で値上がりはしてくる。そういうのを見据えながら、予算のほうもある程度見込んでいくという中です。

今回１者の応札というところでは、価格のほうは予定価格は業者は知りませんので、そこは問題ないのかなと。例えば１者も応札がないとなった場合には、そこは価格のほうは別として、例えば制限をつけている部分を緩和したりとか、より応札しやすいように勘案するというのは考えていかないといけないと思っています。

○議長（宮内　保）　議案第12号の質疑を終わります。

続いて、議案第35号について質疑を始めてください。

伊場哲也議員。

○６番（伊場哲也）　議案第35号、ここで先週の説明でビットコイン等の暗号資産が申告分離課税の対象になると、たしかそういうお話があったかと、ご説明があったかと思いますけれども、課長、現時点で、この分離課税対象になるその対象者かどうか分かりませんけれども、市税収入に与える影響、これというのは現時点でどんな、見込まれているのかということをお尋ねしたいということですけれども。

以上です。

○議長（宮内　保）　伊場哲也議員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（多田　仁）　それでは、お答えいたします。

まず影響というか、市民へのというところなんですけれども、ちょっとその前に、この制度改正で現状と改正後どう変わったかというところをちょっとお話しさせていただければと思います。

暗号資産の取引に係る所得というのは、現在は雑所得というもので、総合課税の対象とされております。これは、ほかの所得と合わせまして、市県民税で申しますと税率は市税が６％、県税が４％、合わせて10％の税率で課税されているものです。これが今回の改正によりまして、議員おっしゃるとおり申告分離課税というものになりますと、市県民税はほかの所得と区分して、税率が市民税３％、それから県民税２％、合わせて５％の税率で課税されることとなるほかに、資産の取引で、株なんかもそうなんですけれども、譲渡で損失が出たりとかいうことがございます。これについても、暗号資産の取引に関しても、この損失の繰越しというものを３年間できるというものが改正になります。それから、この暗号資産の取引業者のほうにも、取引をしたという報告書の提出が義務づけられることになります。

以上申しましたように、業者のほうから年間取引の報告書により所得の状況が容易に早く把握できるというプラスがありますけれども、ただいま申し上げましたように、申告分離課税になると基本的に税率が下がります。それから繰越損失、これを適用される方も一定数いらっしゃると思いますので、この影響もありますので、なかなかこの、どう影響を与えるかというのはちょっと申し上げにくいところがございますので、その辺はご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（宮内　保）　伊場哲也議員。

○６番（伊場哲也）　ありがとうございました。

この適正な申告に向けた市民への周知ですとか、あるいは注意喚起、これはどんなふうに行っていこうとしていくお考えなのか、お聞かせください。

○議長（宮内　保）　伊場哲也議員の再質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（多田　仁）　それでは、お答えいたします。

適正な申告に向けた周知、注意喚起ということに関してです。この改正の内容ですけれども、施行期日というのが、金融商品の法律というのがございまして、それの改正後に施行日が決まるということになっております。

今の予定ですと、施行の日の属する年の翌々年、ですから早くても令和10年１月からということになっております。これはどういうことかと申しますと、恐らく改正の周知期間というのが当然必要になりますので、それを考慮しまして、かなり先の施行日となっているのかなというところがございます。

適正な申告に向けた市民への周知や注意喚起につきましては、先ほど申し上げました取引業者によるその周知というのもございますけれども、これは大きくはやっぱり所得税のほうにも影響してくる改正内容ですので、税務署等と連携して必要な周知に向けまして取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（宮内　保）　伊場哲也議員。

○６番（伊場哲也）　議案第35号、結構でございます。

○議長（宮内　保）　議案第35号の質疑を終わります。

続いて、議案第37号について質疑を始めてください。

伊場哲也議員。

○６番（伊場哲也）　議案第37号、１点だけお尋ねいたします。

市民の負担軽減に向けた実質的な効果、これを担当課としてどのように捉えていらっしゃるのかお答えいただければと思います。

以上でございます。

○議長（宮内　保）　伊場哲也議員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（多田　仁）　それでは、実質的な効果というところでお答えいたします。

先ほど、戸村議員へのご回答とちょっと重複いたしますが、令和８年度課税の数値を基にその差額ということで、効果ということで申し上げます。

まず、２割軽減の世帯というものが、改正前の額と比較しまして22万4,500円の増。それから５割軽減の世帯というのが、前と比較しますと71万3,500円の増となります。28世帯合計で93万8,000円、これが軽減による効果と捉えております。

以上でございます。

○議長（宮内　保）　伊場哲也議員。

○６番（伊場哲也）　以上で質疑させていただきました。終わります。

○議長（宮内　保）　伊場哲也議員の質疑を終わります。

伊場哲也議員は自席へお戻りください。

以上で議案質疑を終わります。

◎追加日程　議案第１４号～議案第３４号直接審議（先議）

○議長（宮内　保）　ここでおはかりいたします。議案第14号から議案第34号までは人事案件でありますので、委員会付託を省略して本日の日程に追加し、直接審議にて先議したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮内　保）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号から議案第34号まで、委員会付託を省略して本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第14号から議案第34号までは人事案件でありますので、討論を省略して採決いたします。

採決は、電子表決システムにより行います。

議案第14号、旭市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内　保）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第14号は同意することに決しました。

議案第15号、旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内　保）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第15号は同意することに決しました。

議案第16号、旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内　保）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第16号は同意することに決しました。

議案第17号、旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内　保）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第17号は同意することに決しました。

議案第18号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内　保）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第18号は同意することに決しました。

議案第19号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内　保）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第19号は同意することに決しました。

議案第20号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内　保）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第20号は同意することに決しました。

議案第21号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内　保）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第21号は同意することに決しました。

議案第22号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内　保）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第22号は同意することに決しました。

議案第23号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内　保）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第23号は同意することに決しました。

議案第24号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内　保）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第24号は同意することに決しました。

議案第25号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内　保）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第25号は同意することに決しました。

議案第26号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内　保）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第26号は同意することに決しました。

議案第27号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内　保）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第27号は同意することに決しました。

議案第28号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内　保）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第28号は同意することに決しました。

議案第29号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内　保）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第29号は同意することに決しました。

議案第30号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内　保）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第30号は同意することに決しました。

議案第31号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内　保）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第31号は同意することに決しました。

議案第32号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内　保）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第32号は同意することに決しました。

議案第33号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内　保）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第33号は同意することに決しました。

議案第34号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内　保）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第34号は同意することに決しました。

◎日程第２　常任委員会議案付託

○議長（宮内　保）　日程第２、常任委員会議案付託。

議案第１号から議案第13号までと、議案第35号から議案第37号までの16議案を分担表のとおり所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、６月22日までに審査を終了されますようお願いいたします。

◎日程第３　常任委員会請願付託

○議長（宮内　保）　日程第３、常任委員会請願付託。

本定例会までに提出されました請願は、請願第１号から請願第３号までの３件であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（宮内　保）　配付漏れないものと認めます。

これより常任委員会に請願を付託いたします。

請願第１号から請願第３号までの３件を分担表のとおり所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました請願は、６月19日までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長（宮内　保）　以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は15日、定刻より会議を開きます。

これにて本日の会議を散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会　午後　２時１３分